

国の施策に関する要望

(個室ビデオ店等の防火安全対策の強化)

平成 21 年 2 月

大 阪 市

（個室ビデオ店等の防火安全対策の強化）

（国土交通省・総務省消防庁）

平成20年10月1日（水）に発生した大阪ミナミにおける個室ビデオ店での火災事故により、多数の死傷者が出たことに鑑み、国におかれても防火安全対策のあり方について鋭意検討いただいているところであるが、個室ビデオ店及び類似施設（インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、テレホンクラブ等。以下「個室ビデオ店等」とする。）における、事故の再発防止並びに被害の軽減を目的とした防火安全対策の強化を図るため、法令整備並びに技術的助言等に関して、下記のとおり要望する。

【建築基準法】

- ・ 個室ビデオ店等の用途や形態は、一般の建築物と比較し、より防火や避難に係る基準の適正化を図る必要があるとともに、より維持管理を確実に行う必要があることから、建築基準法において、用途に係る定義の明確化や「特殊建築物」として位置付ける法令整備を行うこと。
- ・ こうした法令整備までの間、個室ビデオ店等の安全確保に向けた対応策について技術的な基準を早期に示すこと。

【消防法】

- ・ 個室ビデオ店等において利用者が火災を早期に覚知し、迅速な避難開始行動をとれるよう、自動火災報知設備及び非常警報設備の作動と連動して音響が聞き取れ、また火災であることが認識できるための措置を講じさせること。
- ・ 避難経路となる廊下（通路）について、誘導灯の設置に加え標識自体が発光する高輝度蓄光式誘導標識の付加設置基準（ガイドライン）を策定すること。
- ・ 個室ビデオ店等の建物構造・使用形態を踏まえ、避難時間を確保するための簡易な自動消火設備等のあり方を検討すること。

参考 1（建築基準法関係）

○「防火や避難に係る基準の適正化」について

- ・ 階数や延べ面積に関わらず、次の基準によること。

二方向避難	①「階段」、②「屋外への出口」、③「避難上有効なバルコニー」等に通ずる 2 以上の有効な避難経路を確保すること。
排煙設備	廊下に排煙設備を設けること。
非常用照明	必要な照度を有する非常用照明を設置すること。
内装制限	個室内の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。また、個室に設ける出入口扉を不燃構造とすること。

○「より維持管理を確実にを行う措置」について

定期報告の対象として維持管理を確実に行わせるためには、「特殊建築物」に位置づける必要がある。

○「用途に係る定義の明確化」

個室ビデオ店及び類似施設について、現状では用途の定義づけがされていないため、明確な基準適用が行えない。

要望理由

【早期覚知、迅速な避難開始のために】

- ヘッドホンを利用している場合には、火災発生時の警報音の聞き取りが困難であることから、自動火災報知設備及び非常警報設備の作動と連動する音響停止装置、補助音響装置又はフラッシュ点滅装置等の設置など、火災の早期覚知、迅速な避難開始を行うための措置を講じさせる必要があると考える。

【避難経路や方向を認識するために】

- 急激な燃焼による大量の煙の発生に伴い避難経路や方向の認識が困難であることから、高輝度蓄光式誘導標識等を廊下（通路）の床面若しくは壁の下部に設置することにより、複雑な避難経路を利用者がかがんだ姿勢で避難する時、避難方向が分かりやすくなる。

よって、誘導灯の設置に加え、誘導灯を補完することができるよう高輝度蓄光式誘導標識の設置間隔や設置位置等について、設置基準（ガイドライン）を策定することが必要であると考えます。

【避難時間の延長のために】

- 火災発生時、短時間のうちに煙や熱により危険な状態になることが想定され、逃げ遅れによる人命危険性が大きいものとして考えられる。

そのため、火災発生時の初期において、火災の拡大を抑制するための設備や装置を設置することにより、避難時間の延長が可能であると考えられる。

よって、シミュレーション等による火災抑制効果の確認などを行い、一定の防火安全性能が認められる範囲で、安価な自動消火設備等のあり方を検討することが必要であると考えます。